

平成 25 年 3 月 19 日

各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様  
（高松市以外に所在を置く事業所）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する 2 級課程を修了した者をサービス提供責任者として配置する指定（介護予防）訪問介護事業所の減算について

平成 24 年度の報酬改定において、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する 2 級課程を修了した者（以下、「2 級課程修了者」という。）をサービス提供責任者として配置している事業所は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定するとされています。ただし、該当者が平成 24 年 3 月 31 日時点で現にサービス提供責任者として従事し、かつ、平成 25 年 3 月 31 日までに介護福祉士等の資格取得が確実に見込まれると県に届け出ている場合は、平成 24 年度については減算の対象とならないこととされているところです。

つきましては、経過措置の適用を受けるとして届出を行った事業所は、下記の 1 の書類を添付のうえ、資格の取得・研修状況を報告してください。

なお、平成 25 年 4 月以降につきましては、2 級課程修了者をサービス提供責任者とする全ての事業所に当該減算が適用されますので、平成 25 年 4 月以降に 2 級課程修了者であるサービス提供責任者を配置する事業所は、下記の 2 の書類を提出してください。

## 記

### 1. 経過措置の適用を受けるとして届出を行った事業所

#### ○提出書類

- (1) 介護福祉士の資格取得等の報告書（様式第 45-2 号香川県用）
- (2) 資格証の写し
- (3) 勤務表（平成 25 年 4 月分）
- (4) 変更届出書（第 3 号様式）

※既にサービス提供責任者の資格変更で変更届を提出している場合、又は資格の取得ができていない等で人員に変更が無い場合は必要ありません。

### 2. 平成 25 年 4 月以降に、2 級課程修了者であるサービス提供責任者を配置する事業所

#### ○提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) サービス提供責任者体制の減算に関する届出書（様式第 45 号）
- (4) 勤務表（平成 25 年 4 月分）

3. 提出期限、提出先

○平成25年4月15日（月）

○高松市以外に所在を置く事業所

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ tel:087-832-3274

※ なお、高松市に所在を置く事業所については高松市（介護保険課）に提出してください。